

新型コロナウイルス感染症及び
原油価格・物価高騰対策に関する要望

令和4年11月

島 根 県

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策の推進に当たっては、地方の実情を踏まえ、迅速かつ臨機応変にご対応いただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第7波は、感染力の強い変異ウイルスのオミクロン株のBA.5系統の流行により、島根県内においても、6月下旬以降、感染者数が急激に増加し、これまでにない感染拡大となりました。

本県としましては、県民の命と生活をしっかりと守るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や政府の方針に基づき、国、他の都道府県、市町村や関係機関等と連携しながら、感染症の拡大防止や医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進などに取り組んでいるところです。

しかしながら、これから冬以降にかけて、感染症の再拡大が懸念されることから、引き続き、保健・医療提供体制の強化などに取り組む必要があります。

また、感染症の長期化に加え、ロシアのウクライナ侵攻や円安等に伴う原油価格や物価の高騰により、県民生活、農林水産業、商工業等へ甚大な影響が生じており、県内経済の回復に向けた取組についても、更なる対策が必要となっております。

国におかれましては、本県のこのような状況を斟酌され、引き続き、万全の対策を取られるよう、対応をよろしくお願いいたします。

令和4年11月

島根県知事 **丸山達也**

島根県議会議長 **田中八洲男**

I 新型コロナウイルス感染症対策

1. 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 特効薬及び国産ワクチンの実用化を急ぐこと。
また、追加接種や小児への接種の必要性、変異株に対するワクチンの有効性、安全性について、国として端的に分かりやすい情報発信を積極的に行うこと。併せて、実施期間の延長や変異株に対応したワクチンの導入など、新たに事前の準備・調整が必要な場合は、具体的な方針を早期に示すこと。
- (2) 感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査や、社会活動・経済活動の維持のために必要とされる検査等が一斉・定期に実施できるよう、検査に要する経費や民間機関を活用した検査体制の充実について、国として支援を行うこと。
- (3) 今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。
- (4) 地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入の有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するなど国の責任において行うこと。
- (5) 国民健康保険の保険者努力支援制度について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健事業の実施に影響が生じているものについては、今後も引き続き事業実績の評価に関して考慮すること。
- (6) 医療機関、高齢者施設等における日頃の感染予防及びクラスターが発生した場合などの感染抑制について、知見を踏まえて取るべき対策を早急に示すとともに、広く周知すること。また、実施した対策に係る経費については全額国費による財政措置を講ずること。
- (7) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のために、密接・密集が避けられない中、子どもの安全を確保した上での事業継続が求められている。新型コロナウイルス変異株により、子どもへの感染が広がってきており、保育所等における感染症防止対策を徹底するために必要となる経費について、補助額を拡充するとともに全額国費による支援とすること。

- (8) 新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、障害者支援施設に対しては、感染者等が発生した際の環境整備や人材確保など、施設におけるかかり増し経費への助成制度はあるが、感染対策を行った上での施設内療養に要する費用についても助成を行うこと。

2. 学校教育における取組への支援

(1) 学習環境・指導環境の整備

- ① 高等学校及び特別支援学校高等部においても、如何なる緊急事態が生じてもICTを活用した学びを保障するため、情報端末の1人1台整備に必要な財政措置を講ずること。
- ② 端末整備後のランニングコスト、通信料、ソフトウェア等に係る経費負担について十分に財政措置すること。
- ③ 家庭にインターネット環境がない児童生徒に対し、モバイルルータの貸与や通信費等の支援を充実強化の上継続して行えるよう、必要な財源を確保すること。
- ④ 学校での授業のほか、遠隔授業においても学びの保障を担保するため、ICT活用教育に係る教員研修の充実やICT支援員の配置などICTの導入・運用に係る財政支援を拡充すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒及びその保護者の不安や、感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等心のケアに関するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や、相談窓口の設置に必要な財政支援を確実に行うこと。
- ⑥ 学校や寄宿舎における児童生徒の安全を確保するため、感染拡大防止に有効な施設の整備や物品購入、健康管理に必要となる人員の確保に対し、必要な財政支援を行うこと。

3. 地域の自由度の高い財政支援制度の充実

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、都道府県が地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

- (2) 令和5年度以降においても、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、地域の実情に応じて引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を措置すること。

4. 地域の経済情勢への対応

(1) 資金繰り対策

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化が懸念されるため、据置期間・償還期間の延長等の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。

また、本資金を借り換えた場合に、現行の国が負担した保証料のうち、借り換え以降分は国に返還し、事業者負担に振り替わる問題が生じるため、改善を図ること。

(2) 観光への支援

① 「全国旅行支援」については、観光事業者及び旅行者が見通しをもって事業計画や旅行計画を立てることができるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、12月下旬までの期間を大幅に延長するとともに、団体予算枠の弾力的な運用など、地域の実情に応じた支援を可能とすること。

② 観光需要の回復・拡大を図るため、魅力ある地域一体となった観光地再生・高付加価値化を行うための支援を継続・拡充すること。

(3) 雇用への支援

① 雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、幅広い事業者が厳しい状況にあるため、特例措置を継続するとともに、まん延防止等重点措置等の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用すること。

② 小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金についても、制度を継続するとともに、更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡素化、給付の迅速化を図ること。併せて、全国一律に地域特例と同等の内容を適用するとともに、事業者に対し、助成金の活用を強力に働きかけること。

- ③ 雇用調整助成金の支出増加による労働保険特別会計の逼迫に伴い、令和4年度より、都道府県が行う技能検定について、若年者に対する技能検定受検料の減免措置に係る国の補助金が縮小され、また、国の「若年技能者人材育成支援等事業」の予算削減により、若年技能者や生徒に実技指導を行う熟練技能者の派遣や、児童や生徒を対象としたものづくり体験教室も縮小・休止されているが、将来の地域産業を支える若年技能者の育成・確保に影響が出ないように、技能の振興や承継に対する施策の充実を図ること。

(4) 地方路線の維持

JRの地方路線の果たしている役割が引き続き堅持されるよう、JR北海道、四国、貨物だけでなく、新型コロナの影響等により厳しい経営状況にあるJR西日本に対しても、コロナ禍を乗り切るための一定の経営支援を講じること。

(5) 農業者・漁業者の経営安定・維持に向けたセーフティネット対策の充実等

- ① 令和4年産米の作付面積が約5.2万ヘクタール減少し、需給状況の改善が見られるものの、コロナ禍による需要への影響など、需給バランスの不均衡が想定される場合には、改善に向けて機動的に対応すること。

- ② 新型コロナウイルスの流行により、農林水産物の販売が不安定になる中で、新規就農者や水田園芸などの新たな取組を行う意欲的な担い手が安心して経営できるよう、農業収入保険については、初年度分は決算見込額での加入を認めるなど、加入要件を緩和すること。

- ③ 新型コロナウイルスによる今後の影響に応じ、令和2年に農業収入保険において設けられた「新型コロナウイルス特例」の措置などについて、実施を検討すること。

また、漁業収入安定対策事業について、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、収束も見通せないことから、感染拡大の影響を受けた年の収入を補償水準の算定から除外するなどの措置を講じること。

- ④ 令和3年3月末までに貸付実行された農林漁業セーフティネット資金の新型コロナウイルス感染症に係る特例措置による融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化が懸念されるため、据置期間・償還期間の延長を可能とすること。

(6) 強靱な経済構造の構築

- ① 景気を下支えし、防災・減災、国土強靱化、長寿命化対策を推進する公共事業予算を確保すること。

- ② 新型コロナウイルス感染防止対策として、公共工事の現場においてもデジタル技術を活用した非接触・リモート型の働き方に転換するなど、新たな働き方構造の構築を加速させることが求められているため、地域の建設関係業者がi-Constructionの推進に向けて取り組む設備投資に対し支援を行うこと。

5. 生活困窮者への支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に加え、今後、生活福祉資金の特例貸付の償還が開始されるため、生活に困難や不安を抱える方や支援を必要とする方の増加が見込まれることから、こうした方への相談対応や支援の中心的な役割を担う自立相談支援機関において、就労・家計改善支援機能等の強化が図られるよう、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等の財政措置を継続すること。

6. 人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進

- (1) 患者・家族など新型コロナウイルスと戦う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷を防ぐため、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に対する正しい理解が進むよう、政府広報など引き続き必要な対応をとること。
- (2) インターネットやSNSを利用した人権侵害に当たると思われる事案等に迅速に対応するなど、法令の改正等も視野に入れ、人権侵害や風評被害に配慮した効果的な対策を講じること。

II 原油価格・物価高騰対策

1. 医療機関・社会福祉施設等への支援

- (1) 原油価格をはじめとするエネルギー価格の上昇の影響が続く中、医療機関・薬局、介護サービス事業所、障害者支援施設、児童養護施設・救護施設等において、経済的な負担が増大している。

今後、これらの機関・施設等に対する物価の高騰等による影響を最小限に抑えるため、早急に診療報酬、調剤報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬、措置費等に物価の動向を反映するなど、国において適切な対策を講ずること。

2. 農業者・漁業者等への支援

- (1) 燃油・肥料や配合飼料等の高騰が農業者・漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、以下の措置を講ずること。

① 現行の施設園芸等燃油価格高騰対策を継続するとともに、補てん率を恒常的に引き上げるなど、農業者が安心して加入できる仕組みとすること。

② 来年の春肥までの価格高騰対策が措置されたが、肥料原料について不安定要素が残ることから、恒久的な価格低減対策を講ずること。

③ 配合飼料価格安定制度の「異常補填基金」が枯渇しないよう、国は責任をもって財源を確保すること。

④ セーフティネットが脆弱な酪農と養鶏について、1月以降も輸入飼料等の価格高騰が続き、生産費が販売額を上回る状況が続く事態に備えて、この度措置された「飼料価格高騰緊急対策」を継続して実施すること。

⑤ 漁業経営セーフティネット構築事業について、原油価格の高止まりにより、漁業者の積立単価の上限を超えて補てんしているため、上限見直しによる年度中途での積立金の積増しなどの措置を講ずることにより、漁業者への負担を軽減することで、漁業経営の安定化を図ること。

- (2) このような短期的な対策に加え、資材高騰下でも経営の継続を確保するとともに、将来にわたる食料の安定供給という観点から国産農水産物の生産を拡大するため、以下の措置を講ずること。

① エネルギー効率を上げる取組やコスト低減、省力化、生産性向上につながる生産基盤の強化等への支援を強化すること。

② 自給飼料の生産拡大や家畜ふん堆肥の利用拡大に必要な施設・機械の整備、飼料流通への支援を拡充すること。

- (3) 生産資材の価格高騰が続く中でも農業者・漁業者や飲食事業者の経営が持続できるよう、国産農水産物の消費拡大とコスト増加分の価格転嫁を実現するために、「Go To イート事業」などの飲食需要喚起対策を講じること。

3. 地域の経済情勢への対応

- (1) 原油価格・物価高騰が続く中、地域住民の日常生活を支えている鉄道・バス・タクシー・離島航路などの地域公共交通や、物流の基幹的な役割を担っている貨物運送事業者による機能を維持確保するため、燃料価格抑制のための補助制度を継続すること。
- (2) 地域住民の日常生活を支えている地方鉄道事業者が実施する安全性向上のための設備整備に対する支援の予算を十分に確保すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が長期化する中、最低賃金の大幅な引き上げに加えて、原油・原材料の価格高騰の影響から、非常に厳しい経営環境にある県内の中小企業・小規模企業にとって、経費増加分の適正な価格転嫁が一層求められる状況にある。ついては、発注企業に対する指導・監督等の適切な対策を講じること。
- (4) 昨今の急激な物価の高騰により、予定していた規模の工事が出来なくなるなど公共工事への影響が懸念されるため、必要な予算を確保すること。